

津野町 AR コンテンツ制作業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、津野町（以下「町」という。）が委託する津野町 AR コンテンツ制作業務委託（以下「業務」という。）において、公募型プロポーザル方式により委託業者を選定するにあたり、企画提案募集の方法及び選定方法について必要な事項を定める。

1 業務の概要

（１）業務名

津野町 AR コンテンツ制作業務

（２）業務の目的

津野町の自然、歴史、文化など様々な魅力を多くの方に知っていただくとともに、新たなコンテンツを整備し、次世代の楽しみ方を体験していただくために、町内の観光施設等と連携し、拡張現実（以下、「AR」という。）を導入したコンテンツを制作し、当該コンテンツを利用した町内の周遊促進、滞在延長及び地域消費の拡大につなげることを目的とする。

（３）業務内容

別添の「津野町 AR コンテンツ制作業務委託仕様書」のとおり

（４）委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 1 3 日（金）まで
ただし、委託期間を延長する場合がある。

2 契約上限額

4, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

なお、見積書の金額が契約上限額を超過した場合は失格とする。

3 審査委員会の設置

別途定める「津野町 AR コンテンツ制作業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき審査委員会を設置する。

4 契約候補者の選定等

提出された企画提案書と企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と津野町は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行うものとする。この交渉が整い次第、随意契約の手続きに進むこととする。5 日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて交渉を行うこととなる。

5 参加資格要件

参加者の資格要件は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (3) 津野町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 9 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者であること。
- (4) 高知県及び津野町から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 日本国内の企業（事業者）であり、国内に住所を有していること。
- (6) 本社及び支社、高知県内に所在する営業所等が法人税、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
- (7) 過去 5 年以内に、他の公共団体等から受注した本業務の類似業務もしくは地域観光の促進に資するために受注した本業務の類似業務の実績を有する者であること。
- (8) 業務の実施にあたり、必要な人員体制が整っていること又は人員体制を整えることが確実と見込まれること。

6 スケジュール

項目	日程
質問受付期限	令和 7 年 6 月 10 日（火）正午まで
質問回答の公表	令和 7 年 6 月 13 日（金）正午まで
参加表明書提出	令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 5 時まで
参加資格確認結果の通知	令和 7 年 6 月 25 日（水）午後 5 時まで
企画提案書提出期限	令和 7 年 7 月 2 日（水）午後 5 時まで
審査委員会（書類・プレゼンテーション）	令和 7 年 7 月上旬（予定）
審査結果の通知	令和 7 年 7 月上旬～中旬（予定）

7 質疑と回答

質疑がある場合は、質問書（様式第 1 号）により電子メール又は持参により提出すること。電子メールによる場合は電話により着信を確認すること。

提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるため受け付けない。また、口頭による質問は受け付けない。

- (1) 受付期限：令和 7 年 6 月 10 日（火）正午（必着）

- (2) 電子メールの場合の質問書の提出方法

メールの件名を「【質問書】津野町 AR コンテンツ制作業務」としたうえで、次のメールアドレスに提出すること。

メールアドレス：kankou@town.kochi-tsuno.lg.jp

(3) 回答方法 令和7年6月13日(金)正午までに津野町ホームページにて公表する。

8 参加表明及び資格要件の確認

本プロポーザルへ参加を希望する者は、次の(1)のとおり参加表明書(様式第2号)に各書類を添えて提出すること。なお、期限までに参加表明書の提出がない者からの提案は受け付けない。

(1) 提出書類

No.	提出書類の名称	用紙規格	提出部数
1	参加表明書 ※様式第2号	A4縦方向	1部
2	履歴事項全部証明書(写し可)		1部
3	財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)の写し ※直前2年分のもの		1部
4	納税証明書(法人税) ※滞納がないことの証明書 ※発行3ヶ月以内のもの		1部
5	納税証明書(消費税及び地方消費税) ※滞納がないことの証明書 ※発行3ヶ月以内のもの		1部
6	参加者の過去5年間の類似業務実績書 ※様式第3号	A4縦方向	1部
7	宣言・確約書 ※様式第4号	A4縦方向	1部

(2) 提出期限

令和7年6月20日(金)午後5時(必着)

(3) 提出方法

持参または郵送

※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明に限る。

※持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までに限る。

(4) 提出先

〒785-0201

高知県高岡郡津野町永野225番地1

津野町役場本庁舎2階 観光推進課 ARコンテンツ制作担当まで

電話: 0889-55-2023

(5) 資格要件の確認

申込者から提出のあった参加表明書と関係書類を審査する。申込者の資格要件の審査結果は、令和7年6月25日(水)午後5時までに申込者へ電子メールにて通知する。

(6) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

- ① 参加表明書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、町が通知をした日の翌日から起算して5日(町の閉庁日を除く。)以内に、書面により、町長に対し

て資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。

- ② 町長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（町の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

9 企画提案書等の作成・提出

- (1) 提出書類は次表のとおりとする。（片面カラー印刷、長辺ホッチキス止めとする）

書類名	様式	部数
①企画提案書表紙	様式第5号	正本1部、副本8部
②1（3）仕様書に基づく企画提案書	任意様式	
③経費見積書 ※1 本業務において提案する全ての企画に要する見積額を記載すること。 ※2 消費税及び地方消費税を含んだ額とし、積算根拠を明確に示すこと。なお、金額が見積限度額を超える場合は失格となる。	任意様式	
④工程表 ※②に含めて記載する場合は提出不要	任意様式	

- (2) 企画提案書の内容

企画提案書は、仕様書に記載している内容を着実に遂行するために、目的、概要、業務内容を踏まえた提案を記載するとともに、次の事項を含んだ提案とすること。

- ①基本的な考え方、企画概要・構成
- ②AR整備・運用方法
- ③広報・情報発信の方法
- ④ARを活用した独自提案
- ⑤業務の実施体制

- (3) 提出期限

令和7年7月2日（水）午後5時（必着）

※提案資格が確認できた参加表明者でも、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

- (4) 提出方法

持参または郵送

※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明に限る。

※持参の場合の受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

- (5) 提出先

〒785 - 0201

高知県高岡郡津野町永野225番地1

津野町役場本庁舎 2 階 観光推進課 AR コンテンツ制作担当まで
電話：0889 - 55 - 2023

(6) 企画提案書作成に係る留意事項

- ① 記載するフォントの大きさは原則 11 ポイント以上、A4 版で作成すること。
- ② 企画提案は 1 者 1 提案までとする。
- ③ 提案書類を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- ④ 提出された提案書類が次項に該当するときは無効となる場合がある。
 - ・提案書類の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの
 - ・虚偽の内容が記載されているもの 等
- ⑤ 提案書類は、著作権・意匠権等の問題が生じないように配慮すること。

10 審査

別添で定める「津野町 AR コンテンツ制作業務委託公募型プロポーザル審査要領」に基づき審査を行う。

11 審査結果

審査結果は、令和 7 年 7 月上旬～中旬（予定）に、すべての参加者に文書にて通知する。

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（町及び審査委員会での使用に限る。）する。
- (3) 提出された企画提案書は、津野町情報公開条例に準ずる開示請求があった場合には開示の対象文書となる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となるので、該当がある場合には、提出書類の該当部分とその具体的な理由を様式第 6 号により提出すること。開示・非開示の判断は様式第 6 号に基づき行うものではなく、様式第 6 号を参考に、同条例に基づき町が客観的に判断する。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用しない。

13 その他

- (1) 本プロポーザル参加に関する全ての費用は提案者の負担とする。
- (2) 電子媒体による提出は受け付けない。
- (3) 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 参加者は、企画提案参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (5) 次のことに該当した場合、提案者は失格になることがある。
 - ①提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

②プロポーザルの手続きの過程で、津野町暴力団排除条例に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合、法人税、消費税及び地方消費税において滞納があることが判明した場合。

(6) 審査結果や選定内容に対する異議は一切受け付けない。

14 お問い合わせ先・各種書類提出先

〒785-0201

高知県高岡郡津野町永野 2 2 5 番地 1

津野町役場 観光推進課 AR コンテンツ制作担当まで

電話：0889-55-2023

E-mail:kankou@town.kochi-tsuno.lg.jp